

無利子融資制度のご紹介

皆様が金融機関から水洗化（リフォーム）のための排水設備工事資金の融資を受けた際に、その融資額に係る利子相当額を、市が金融機関に補給します。

■ 利子補給の対象とする融資の限度額

建物 1 棟当たり100万円、

または大小便器 1 組当たり60万円以内

※限度額は、各金融機関の審査により
設定されますので、御留意願います。



■ 償還回数

10年以内、120回以内の元金均等月賦償還

■ 融資条件

- (1) 市税、受益者負担金等を滞納していないこと。
- (2) 連帯保証人が1名必要です。
- (3) **新築家屋の排水設備工事は、対象外**です。



■ 申込みから融資資金の貸付け、利子補給開始までの手順の流れ

